

小學修身鑑補 卷二

大日本教育會館新館			
一	九	一	一
冊	號	架	函

757  
383

不認定等

K120.1  
1  
2

K120.1

1

2

吉田利行編輯

版權所有

# 小學修身鑑補

魁玉堂藏版

## 小學修身鑑補卷二

吉田利行編

### 第一 忠義

一 吾邦ハ極東ノ大海ニ屹立  
 外國ト境界ヲ接セバ寒  
 暖ノ節其中ヲ得正帶ノ國ニ  
 シテ五穀百貨皆豊殖ス殊ニ  
 皇統連綿トシテ万代一王ノ  
 尊キハ五大洲中ニ恐ラクハ

一 いまの世にうま  
 る人みだる世  
 にあはず



# 小學修身鑑補卷二

吉田利行編

## 第一 忠義

○吾邦ハ極東ノ大海ニ屹立  
 外國ト境界ヲ接セバ寒  
 暖ハ節其中ヲ得正帯ノ國ニ  
 シテ五穀百貨皆豊殖ス殊ニ  
 皇統連綿トシテ万代一王ノ  
 尊キハ五大洲中ニ恐ラクハ

○いまの世にうま  
 る、人みたる、世  
 にはあはず

小學修身鑑補

卷之二

目録

比倫アル可ラズ 良齊開誌

①大海の汐ひて 山なるまで

君ハかえらぬ 君子はまかせ 山家集

士民ハ皆政府ノ守護ニ依

リ身体財貨ヲ全フスルノ益

ヲ受ク故ニ其恩ニ報ユベキ

ガ爲メ家産ノ多寡ニ随ヒ租

をさまる世にすめ  
るハ大ある幸あり  
これ世を治たまふ  
大君の御恵あり  
初學訓

與三兵衛  
貢納ヲ急  
ラガル話

③伊勢國員辨郡ノ農ニ與三兵衛ト云フ者アリ家甚ダ貧  
ニシテ家族數人アリ朝夕生計ニ苦シメ年貢上納ノ時

ハ常ニ富メル者ニ先チテ之

ヲ納メ曾テ一度モ郡廳ノ督

促ヲ受ケズ戸長之ヲ怪ミ與

三兵衛ニ問フテ曰ク汝貧ニ

シテ家族數口ナリ然ルニ毎

ニ年貢ノ督促ヲ受ルナキノ

ミナラズ之ヲ納ムル一亦他

②大君の御めぐみ  
と今の世の  
太平のたのしみを  
わするべからず  
樂訓

ノ富者ニ先ンズ何ヲ以テ然  
ルヤ與三兵衛答ヘテ云ク領主ハ我等ノ親ナリ子トシテ  
親ニ食ヲ獻ラザルハ不孝ノ罪ヲ免レズ故ニ年々米ヲ收  
獲スレバ先ヅ上納ノ額ヲ分チテ深ク之ヲ藏シ何等ノ事  
アリトモ之ヲ費消スル一ナリ期ニ至レバ節之ヲ納ム家

貧ナリト雖氏風ニ興キ夜ニ  
寝子勞カスルヲ以テ未ダ凍  
飢ニ至ラサルナリト聞ク者  
皆之ヲ感歎セザルハナシ

③凡人君天ニ代テ萬民ヲ治  
ムルノ道ハ皆是ヲ君道ト云  
フ此ノ君道ナキ時ハ百官モ  
ナク政事モナク萬民ノ爲メ

ニ衣食住ノ宜キヲ制スル者モナク盜賊ヲ捕フル者モナ  
ク強キハ弱キヲ凌キ衆キハ寡キヲ暴ヒ天下戰爭ノミニ  
シテ萬民血ニ塗レ鳥獸水旱等ノ害アリトモ除クベキ人  
モナキ世トナリナバ萬民何ヲ恃ミテ其生ヲ安ンズベキ

②くふのあつき恩おん  
をになへば

忠義ちうぎをもつて國くにに  
むくゆべし 岳飛

ヤ 史 纂 篇

③凡人ハ思ヲ知ルベシ思ヲ知ルヲ以テ人トス君ニ忠シ  
親ニ孝スルモ君父ノ思ヲ報マル道ナリ思ヲ知ラザル人  
ハ忠孝ナシ 初學訓

③楠正成ハ後醍醐天皇ノ御宇ニ國賊足利尊氏等ヲ討セ  
ンガ爲メ身ヲ委テ、カヲ盡サレシガ遂ニ攝津湊川ニ於  
テ血戰十六度ニ及ビ身ニ十一箇處ノ創ヲ蒙リ一族擧テ  
終ニ王事ニ討死セラレタリ今別格官幣社ナル神戸ノ湊  
川神社トハ乃チ公ノ神靈ヲ祀リタルモノニシテ其芳名  
外國ニモ著ルシ

④人ハ其身位ノ尊卑ヲ問ハズ己ノ國ヲ裨益スル一ヲ怠  
ル可ラズ夫レ農夫商估工丁ハ物産ヲ増シテ國益ヲ爲シ

湊川神社  
ノ事

學士識者ハ衆庶ノ智識ヲ啓  
キテ國益ヲ爲ス一猶兵士官  
吏ノ國益ヲ爲スニ異ナラズ  
勸善訓蒙

④よく君につかふ  
るを忠といふ 馬融

黒井凶量  
衆ヲ埒リ  
民利ヲ興  
ス詒

④黒井凶量米澤侯ニ事ヲ參政ニ列シテヨリ身ヲ致シテ  
職ニ從テ焦心苦慮九國ノ爲メ利ヲ興シ害ヲ除キ煩ヲ省  
キ闕ヲ補フ所以ノモノハ知テ爲サハルハナシ嘗テ策ヲ  
建テ渠ヲ鑿リ以テ大ニ北條三十餘村ノ田ニ漑ゲリ蓋北  
條ハ國內北方ノ邊鄙ニシテ其田甚水ニ乏シク民常ニ困  
窮ヲ免レザリシニ渠成リ五穀蕃殖スルニ至リ民之ガタ  
メ蘇息スルヲ得タリ侯其功ヲ善ミシ名ケテ黒井渠ト  
曰フ凶量死シテ後民皆其恩德ヲ追慕シテ碑ヲ渠傍ニ建

テ永ク世ニ傳フ

### 第二 慎言

- ①世ニ處スルハ多言ヲ戒ム  
言多ケレバ必失アリ 治家格言
- ②人ノ過ハ吾心ニ之ヲ知ル  
匪妄ニ口ニ出ス可ラズ 大和俗訓
- ③人ヲ譽ルモ實ニ過ルハ固  
ヨリ不知ナル者トスニシ況  
ンヤ人ヲ毀リテ其實ニ中タ  
ラザル者ヲヤ 慎思錄

- ①わがはひは多言 おぼへいふ
  - より大 だい なるはなし おほ
  - ②人のまらふこと
- 文中子

②人ヲ譏レバ人亦我ヲ譏ル  
故ニ人ヲ譏ルハ即チ自ラ我

ヲ非ルナリ譬バ天ニ向テ唾  
クガ如シ其報甚早シ大和俗訓

③昔年亞米利加ノニウヨル  
クニ豪商ジヨンガウリト

云ヘル人アリ十八九歳ノ時某ノ商家ニ備ハレタリシガ  
性質謹慎ニシテ已レノ職事ヲ勉メ平生一タビモ主人ノ

命ニ背キタルコトナシ一日主人ハ數多ノ雇人ニ向ヒ今  
日ハ某處ノ博覽場ニ到リテ縱覽シ來ルベシトテ暇ヲ與

ヘシカバ雇人等ハ皆喜ビテ出往ケリ此時「ガウリ」モ同  
行シタリシガ途ニシテ一人ノ曰ク今博覽場ヘ到リタリ

を言ふべからず

人にうりりいから

れて益なし童子訓

トテ未タ愉快トスルニ足ラズ寧ロ他ニ之キテ其欲スル  
所ノ歡娛ヲ盡スニ如カズ諸君如何ト衆皆之ニ從ヒシニ  
獨リ「ガウリ」ハ黙然タリ良久シテ曰ク今日特ニ博覽場  
ヘ往ク爲メニ暇ヲ與ヘラレシナリ豈命ニ違フテ他處ヘ  
往クヲ得ンヤト衆皆大ニ笑ヒテ曰ク汝ノ言頑固ト謂フ  
ベシ既ニ暇ヲ得タリ到ル處ハ異ナリトモ歸ル時刻同ジ  
ケレバ主人ハ知ルニ由ナカ  
ルベシ今常ニ得ベカラザル  
ノ暇ヲ得テ汝ノ言フ所ノ如  
クセバ人生何ノ樂カアラン  
汝宜シク獨リ博覽場ニ往ク  
ベシ吾輩ハ俱ニスルコト能

③正直のみちをま

もりて偽を言はず

れ大和小學

ハズト押ウリハ再ビ容ヲ改メテ曰ク今吾等ノ身ハ雇  
人タリ猥リニ主人ノ命ニ背クベカラズ况ンヤ其知ラザ  
ルヲ幸トシ之ヲ欺クベケンヤト遂ニ獨リ博覽場ニ往キ  
日夕歸り來レバ他ノ雇人モ亦同ジク歸リ博覽場ニ往キ  
タル者ノ如クセリザウリモ他人ノ惡ヲ露スヲ欲セズ  
主人ノ問ハザルヲ以テ幸トセリ而シテ此事遂ニ主人ニ  
知ラレケレバ主人ハ益々ザウリヲ信用シ其死スルニ  
臨ミ資産ヲ分與セリ故ヲ以テザウリハ大ヒナル富ヲ  
致スニ至レリト云フ

③妄ニ人ノ言フニ任セテ語り傳フベカラズ人ノ胡乱ナ  
ルヲ信ジテ人ニ語レバ我亦虚言ヲ言フノ罪アリ大和俗訓

④常ニ虚誕ヲ説ク者ハ時アリテ信誠ノ一ヲ言フト雖モ

人之ヲ信セズ神諭

牧童詐ヲ  
吐キ放逐  
セラル語

④西洋ノ或ル村ニ羊ヲ守ル  
子供アリテ或ル日戯ニ同村  
ノ者ヲ驚カサント思ヒ狼來  
レリ狼來レリト呼ハリテ馳  
セ田ハリケレバ村ノ人々ハ

④一言いちげんいつはりを  
言へばまんげん萬言みか偽いつはり  
とある倭論語

實ニ狼ノ來リテ羊ヲ食ハントスルナリト心得テ忙シク  
馳ケ出デ見レバ何事モナキユエ人々欺カレシヲ怒リテ  
家ニ飯リケルガ其後數日ヲ過ギテ狼來リ羊ノ群レニ飛  
掛リケレバ子供ハ周章テ、村ニ飯リ聲ヲカギリニ叫ベ  
ドモ村ノ者ドモ之ヲ信セズ出デ、見ルモノナカリケレ  
バ數多ノ羊ハ悉ク狼ニ食ハレタリ羊ノ主人此ヨシヲ聞



キテ大ニ怒リ直ニ其子供ヲ放逐セシトゾ  
初學訓  
 ⑤言ヲ慎メバ禍ナシ飲食ヲ慎メバ病ナシ  
 ⑤一言ノ過モ莫大ノ禍トナリ一事ノ失モ終身ノ憂ト爲ル  
大和俗訓

孝武帝戲言ニ因リ弒ヲ招キタル話

⑤晋ノ孝武帝内ヲ好ミテ寵幸甚ダ多シ最モ張貴人ヲ鍾愛セリ然ルニ張貴人年既ニ三十ニ及ブ武帝戲ニ語リテ曰ク汝モ年ヲ以テ論ズレバ既ニ廢スベキ者ナリト時ニ張貴人ハ固ヨリ年増テ寵衰ヘンコトヲ憂ヘテ居リシ故

⑤酒食をすこすは病を生ずる本なり  
 言をつこまざるは禍の本あり  
大和俗訓

ニ帝ノ戲言ヲ信ジ以爲ラク真ニ廢セラレベシト遂ニ帝ヲ弒スルニ至レリトゾ言語ノ注意セザルベカラザルヤ此ノ如キナリ

⑥生ヲ養フハ慾ヲ寡クスルニ若クハナシ  
王昭素  
 ⑥言多ケレバ道ニ背キ慾多ケレバ生ヲ傷ル  
省心雜言

⑥饑テ食ヒ渴シテ飲ムハ生ヲ養フ所以ナリ可ニ適シテ止メ其情ヲ肆ニスルト勿レ  
童子習

⑦吉凶禍福ハ天ニ非ズ皆己ニ由ラザル者ナシ善誘文  
 ⑥禍は口より出で  
 病は口より入る  
 故に言語をつこし  
 み飲食をほどよく

⑥天ノ作セル孽ハ猶違クベシ自ラ作セル孽ハ迥ルベカラズ書經

⑦言語ヲ慎テ以テ其徳ヲ養ヒ飲食ヲ節ニシテ以テ其體ヲ養フ事ノ至近ニシテ繫ル所至大ナル者ハ言語ト飲食ニ過グルハ莫シ程子

### 第三 擇友

戴和金蘭簿ヲ作ル事

①漢ノ時ニ戴和ト云フ者アリ能ク交友ヲ撰メリ其益友ヲ得ル毎ニ香ヲ焚テ先祖ニ告ゲ其姓名及ビ人品ヲ簡冊ニ書シテ之ヲ金蘭簿ト名ケタリ其意蓋シ志操ノ堅キハ金ノ如ク情味ノ香キハ蘭ノ如キニ取レルナリ又其交ヲ結ブ片ニ盟テ曰ク他日卿貴クシテ輿ニ乘リ我賤クシテ笠ヲ戴ク片途ニ相逢ハッ君ハ車上ニ揖セヨ他日君貧ク

すべし 要覽

⑦禍わざはひの生いずる天てんより降くだるにあらざるみか其口そのくちよりす 西疇 常言

①友ともをとるにハ人を忍しのび人の心こころを知して後交のちのまじはりを定まむべし 知らずして交まじはれば後悔こうかいすることあり 阿トカラクヤム

大和俗訓

ンテ赤行シ我富ミテ馬ニ乗ル申途ニ相逢ハッ吾レハ馬ヨリ下ルベシト其交遊常ニ誠敬ヲ專ニシテ相變ゼザリシト云フ

①人ハ貴賤トナク總テ人ヲ知ラザル可ラズ人ヲ知レバ則能ク賢ヲ親ミ不肖ヲ遠ザケテ身安ク家モ保ツベシ  
張履祥

①凡人ヲ知ル一ハ至テ難シ人ノ心ハ隠レテ見エズ我知暗ケレバ人ノ善惡ヲ知り難シ若シ我心ニ叶ヘリトテ擇バズシテ惡ンキ人ヲ友トスレバ其人ニ引傷ハレ莫大ノ禍トナル 初學訓

②學問ハ師ニ從フヲ要スト雖モ然レモ朋友ニ頼リテ相

② 木のれ 己に如ざるもの

成ス一甚多シ 畜徳録

②卑陋ナル人ヲ以テ朋友ト

を友とすることか

ナサンヨリハ寧ロ間居獨處ヲ以テ愈レリトス コレウット

かれ 論語

②三人行ケバ必我師アリ其善キ者ヲ擇ンデ之ニ從ヒ其善カラザル者ハ之ヲ改ム 論語

③水ハ方圓ノ器ニ隨ヒ人ハ善惡ノ友ニ依ル 今川帖

③己ニ賢レル者ト處レバ則自ラ以テ足ラズト思ヒテ勉

③ おのれ 己に如されば益 のたまひ

ムルノ益アリ己ニ如カザル者ト處レバ則以テ自ラ餘リアルト思ヒテ自ラ矜ルノ損アリ 范祖禹

かくして損あり 朱子

李氏友ヲ見テ兒ノ賢ヲ喜フ

唐ノ王珪始メ隱居セシ時房玄齡杜如晦ト友トシ善シ母李氏嘗テ曰ク兒必ズ貴カラシ然レ未タ與ニ遊ブ所ノ者如何ナル人タルヲ知ラズ一日與ニ偕ニ來會セヨト玄齡等其家ニ過ギル李氏關フテ大ニ驚キ酒食ヲ具ヘ歡飲シテ日ヲ竟フ李氏喜ンデ曰ク二客ハ公輔ノオナリ汝カ貴カラシ一疑ヒナシ後果シテ其言ノ如シ

四善人ニ親メバ善キ事ヲ見習ヒ聞習ヒ又其諫ヲ受ケ吾過ヲ改ムルニ益アリ童子訓  
四善人ヲ見テ之ニ倣ヒ不善人ヲ見テ之ヲ改ム善ト不善ト皆我師ナリ 傳家寶

四善人に常にちかづま良友にまじはるべし 童子訓

五蓬麻ノ間ニ生ズレバ扶ケマシテ自ラ直シ白沙緇ニ入レバ染メズシテ自ラ黒シ 王充論衡

五よき人なむつびてあゝき事あらト

五あゝき友に交はれば早く惡にうつりやすし 童子訓

麻の中なる蓬見るまゝ 姪鑑

陶侃ノ母子ノ交友ヲ釋ス事

五晋ノ陶侃家甚貧シ母湛氏毎ニ紡績シテ之ニ給ス侃ヲシテ交リヲ已ニ勝レル者ニ結ハシム鄒陽ノ孝廉范逵來テ侃カ宿ニ寓ス適大ニ雪フル湛氏自ラ卧ス所ノ新薦ヲ徹シ對シテ以テ其馬ニ食セシメ又自ラ其髮ヲ截テ鄰人ニ賣リ肴糞ヲ買テ以テ供ス逵聞テ歎シテ曰ク此母ニア

ヲズンバ此兒ヲ生ム一能ハ  
不ト佩遂ニ功名ヲ以テ高ク  
顯ハル

⑥ 惡少ニ狎ルレバ久シクシ  
テ必其累ヒヲ受ク 俗家格言

⑥ 夫交ハリノ道ハ猶素ノ白  
キガ如クニシテ之ヲ深ムル

ニ朱ヲ以テスレバ赤ク之ヲ深ムルニ藍ヲ以テスレバ則  
青シ 姫鑑

### 第四 堪忍

⑥ 善人ぜんじんに習おぼへば善ぜん

人とありあ惡人あくじんに習おぼ

へば惡人あくじんとある

慎思錄

① 堪忍ハ無事長久ノ基ナリ

家康

① 人我ニ無禮ナリトテ我耻

辱ニナラザル一ハ咎ムベカ

ラズ 大和俗訓

① 和やはらげば仇あだなく忍しの

ヨラユ

べば辱はぢかし

省心錄

アボフルト

究學婢ヲ

梅一モシ

ハハ註

① アボフルトハゼ子ワノ學士ナリ天性寛仁ニシテ堪忍

深キ人ナリ此家ニ一人ノ婢アリテ三十年ノ間勤メシガ

一タビモ其怒リシヲ見ズ或人之ヲ試ミント思ヒ一日婢

ニ告ゲテ曰ク汝若シ主人ヲ怒ラシムル一アラバ吾之ニ

報ルニ金ヲ以テセント婢之ヲ諾シテ百方苦慮セリアボ

フルトハ常ニ臥床ヲ正シク設クル一ヲ好ミケレバ或ル

夜其婢ハ故ヲ正シク設ケザリシガ次ノ日アボフルト

之ヲ問ヘ氏婢ハ敢テ之ヲ謝セズ其夜モ亦前夜ノ如クセ  
 シカバ其次日モ又之ヲ問フニ婢ハ言ヲ左右ニ託シテ益  
 不敬ヲ極メタリ第三夜ニ至テモ之ヲ改メザリケレハア  
 ボフルト婢ヲ呼テ曰汝余ノ卧牀ヲ正シクセザルハ蓋心  
 ニ思フテアリテナラン余ハ  
 平素正シクスルヲ好ミシ  
 ガ今ハ漸ク正シカラザルニ  
 慣レタリト是ニ於テ婢ハ悔  
 悟シテ心ダクミノヨシヲ述  
 ベテ巧説ビシトゾ

② 小忍ビザレバ大謀ヲ亂ル  
論語

③ 怒をこらへざる  
いかり

は争の本かり  
あらうひ もと 大和 俗訓

③ 打れて笑ものは  
うた わらふ

再び打れず  
ふた うた 西諺

温和ノ恭  
 夫克夫ヲ  
 感化セル  
 話

② 大ナル過ハ小ノ忍ビザルヨリ起ルナリ 善徳録

③ 已ヲ屈スル者ハ能ク衆ニ處シ勝ツヲ好ム者ハ必敵  
 ニ遇フ 省心録

④ 一事逆フテ心ニ憎ミ一言拂レバ心ニ銜ム然ルガ若キ  
 者ハ四海ノ内樂ムノ地ナク百年ノ内泰キ時ナケン 林君 復

⑤ 人皆君子ニ非ザレバ我心ニ合ハザルヲ多シ堪忍セザ  
 レバ人ノ交ハリハ和ガズ 家道訓

⑤ 人我ニ負クヲ以テ善ヲ爲  
 ストテ豫スト勿レ 頌體集

⑤ 昔阿米利堅東部ノ一邦ニ  
 家屋ヲ鄰リ田畝ヲ接シタル

④ 人は我に非ずい  
 かでか我意の如く  
 からんや あが い ごと 徐養齋

二人ノ農夫アリ甲ハ性質温  
和ニシテ乙ハ兇暴チリシガ  
常ニ甲ヲ惡ミテ細事ヨリ争  
鬪ヲ挑ミタリ會夏日乙農其  
近傍ノ野ニ出テ數多ノ刈草  
ヲ日ニ曝シテ他ニ往ケリ然  
ルニ驟雨俄ニ降り其曝セル所  
テ甲農ハ平生ノ怨ヲ披マズ其  
傭夫ト共ニカヲ竭シテ之  
ヲ其小屋中ニ運送セリ此時乙  
農ハ倉卒ニ歸リ至レバ平生  
生憎ミタル鄰人ノ惠ニ由テ  
悉ク小屋ノ中ニ納メタルヲ  
見ル此ヨリ深ク其親切ニ感  
ジテ徒ニ兇暴ヲナサザルノ  
ミトラズ心ヲ盡シテ鄰交ヲ  
修メシト云フ

五 人我己れにうむくも

我己れは人にうむくこと

勿ふかれ 陸贄

六 父能ク人ノ忍ブ能ハザルノ觸忤ヲ忍ベバ能ク人ノ為  
ス能ハザルノ事功ヲ為ス 畜徳錄

六 人我ニ對シテ無道ナル事ヲ仕掛ケ言掛ケテ甚吾心ニ  
負ク事アリ是心ヲ磨キテ學ニ進ム時ナリ箇様ノ時常ニ  
心ニ掛ケテ忍ブ工夫ヲナス  
ベシ大和俗訓

六 宋ノ富弼能ク堪忍ス嘗テ  
人アリ弼ノ名ヲ呼テ罵辱ス  
弼伴リテ知ラザル者ノ如シ  
或人ノ之ヲ告グ弼曰ク他人ヲ  
罵ルト意ヘリ或人曰ク明カ  
ニ公ノ名ヲ指ス豈ニ他人ヲ

六 人中なかにて我己れに無  
禮れいをおこおあひ惡あく口  
する者ものありとも  
はぢぢにならさるこ

富弼人ノ  
罵辱ヲ聞  
ルガル語

罵ルナランヤ弼曰ク天下豈  
同姓名ノ者ナカラシヤト終  
ニ問ハズ罵ル者大ニ慙ヅ弼  
終ニ壽考ヲ獲テ位相國ニ至  
リ子孫榮貴比ヒナシ

⑥人偶ニ向テ某人偶ノ恩ニ感ズト説ク「アラバ則云ヘ  
他我ニ思アリ我他ニ思ナシト則恩ニ感ズル者之ヲ聞キ  
テ其感益深シ人偶ニ向テ某人偶ヲ惱マシ偶ヲ誇ルト説  
ク「アラバ則云ヘ他ト我ト平日最相好シ豈我ヲ惱マシ  
我ヲ誇ルノ理アラシヤト則我ヲ惱マシ我ヲ誇ル者之ヲ  
聞キ其怨ミ即チ解ケン

揚椒山遺属

とは聞がるふりし  
て堪忍すべし 武訓

⑦堪忍かんにんのふる堪忍かんにん

は誰もする

ならぬ堪忍

するが堪忍 養草

⑦怒テ心亂ルレバ言フ「行  
フ」皆道理ニ協ハズ故ニ忿  
レル時ハ言フベカラズ忿レ  
ル時言ヘバ必過マル 初學訓  
⑦盛怒ノ時ニ於テハ堅ク忍  
ビテ動カズ心平ナルヲ待テ  
審カニシテ之ニ應ズレバ庶幾クハ失ナケン 許平仲

### 第五 信實

①一人ノ心信實ナルハ萬事ノ  
基ニシテ人ニ交ルノ道ナリ

五常訓

①朋友ほうゆうは信しんを以もつて

トモガチ

マコト



阿氏金ヲ  
投シ朋友  
ノ厄ヲ解  
ノ話

① 信トハ心ニマコトアリテ  
言ニ偽リナキヲ謂フ 同上

② 亞米利加ニテシーサマス  
アルフレツトト云フ少年ア

リテ共ニ學校ニ通學シタリ或日テシーサマス惡少年ニ  
圍マレテ甚ダ苦シメリアルフレツトハ之ヲ見テ馳セ來  
リ頻リニ惡少年ヲ慰サムト雖モ肯テ之ヲ聽カズ便キ一  
計ヲ考ヘ父ノ與ヘシトコロノ三弗ヲ出シ頻リニ謝シタ  
リシカバ惡少年等漸ク退キタルニ由リ之ヲ助ケテ歸リ  
シト云フ

① 朋友ハ信ヲ厚クシテ互ニ善ヲ勸メ惡ヲ戒ム若シ過惡  
ヲ見ナカラ諫メザルハ信ナキナリ 初學訓

相<sup>あひ</sup>まどはるの道<sup>みち</sup>と  
おす 翁問答

司馬光  
ヲ破テ友  
達ノ命ヲ  
救フ話

② 宋朝ノ名臣司馬温公トイ  
ヘル人幼穉ナルトキ多クノ  
童子ト共ニ或ル家ノ庭ニテ  
遊ビタリ其ノ庭隅ニ大ナル  
甕アリテ水ヲ盈テタリ折節  
一人ノ童子其ノ甕ニ攀ル上

② 難<sup>なん</sup>あれば相<sup>あひ</sup>たす  
け<sup>うれひ</sup>患<sup>なげ</sup>あれば相<sup>あひ</sup>すく  
ふべし 初學訓

ホリ甕口ノ縁ヲ廻リ歩ミテ戯レタリシガ踏ミハツシテ  
甕中ニ落チタリ多クノ童子等狼狽シテ之レヲ救フベキ  
術ヲ知ラズ只立チ騒グバカリナリシガ温公ハ驚キツ、  
モ大ナル石ヲ拾ヒ來リテ其ノ甕ヲ打チ碎カントシタル  
ヲ他ノ童子等之ヲ碎カバ主人ノ怒リニ觸レント云ヒケ  
レバ温公ハ一甕ハ輕シ人命ハ重シト云ヒツ、石ヲ以テ

甕ヲキチ破リタリ爰ニ於テ溺レタル兒童ハ幸ニ一命ヲ全クスルコトヲ得タリ

②善ヲ聞ケバ以テ相告ゲ善ヲ見レバ以テ相示ス 禮記

③吾好ムハ必人モ好メリ吾嫌フハ必人モ嫌ヘリ故ニ吾心ヲ以テ人ノ心ヲ推シ量リ吾嫌フヲ人ニ施スベカラズ吾好ムハ人一モ施スベシ 大和俗訓

③唐ノ王義方明經ニ擧ラレ京師ニ詣ル片客ノ徒歩シテ道ニ疲ル、者アリ自ラ言フ父遠方ニ官シ病急ナリ往テ之ヲ省セント欲スルモ困ミテ前ムコト能ハズト義方之

王義方  
人ニ乗馬  
ヲ與フル  
語

③ 木の礼 己が欲せざる所

は人に施すこと勿

礼 論語

ヲ哀ミ乗ル所ノ馬ヲ解キ以テ遺リ姓名ヲ告ゲズシテ去ル是ニ由リテ譽一時ニ振フ

③朋友ノ間惡シキヲアラバ面前ニ言フベシ陰ゲニテ誰ル可ラズ 初學訓

④人ノ惠ヲ受ケテハ其恩ヲ忘ル可ラズ必報イニテ思フベシ 大和俗訓

④菽生徂徠壯時江戸ノ芝街ニ寓居ス時ニ赤貧洗フガ如ク舌耕殆ン一衣食ニ給セズ増上寺ノ前ニ豆腐ヲ賣ル家アリ徂徠ノ貧ニシテ志アル

徂徠豆腐  
屋ニ報恩  
スル語

④ 人我に恩あれば

終身已すれず

我にうらみあれば

即時にあすれ去る

ヲ講ミ日ニ雪花菜ヲ饋ル後  
仕官シテ俸給ヲ得ルニ及ビ二人口ヲ與ヘテ以テ其惠ニ  
報イタリトゾ  
揚椒山 遺属

范式千里ノ約ヲ踐ハテ

五 人ノ附托ヲ受テ疎カニスル者ハ善ヲ行ヒ遂ゲズ 大和俗訓  
漢ノ范式少カクシテ大學ニ遊ビ河南ノ張邵ト竝ビニ  
告ゲテ郷里ニ歸ル式邵ニ謂テ曰ク後二年當サニ堂ヲ過  
ギテ尊親ヲ拜スベシト乃チ  
共ニ期日ヲ約ス期ニ至テ邵  
母ニ白ウシ饌ヲ設ケテ以テ  
之ヲ待タツト請フ母曰クニ  
年ノ別レ千里言ヲ結ブ何ゾ  
期スルノ審ナルヤ邵對テ

五 人と約したると  
あらば必ずの約を  
違へざるべし 童子訓

曰ク式ハ信士ナリ必ズ約ニ違ハザラント期ニ至テ式果  
シテ至ル母大ニ悦ブ式堂ニ升テ拜飲シ歡ヲ盡クシテ別  
ル

### 第六 愛敬

竹女狂主ニ事ナル語

一 善ヲ行フハ愛敬ヲ以テ本  
トス愛トハ人ヲ憐ミテ疎ン  
セザルナリ敬トハ人ヲ敬ヒ  
テ侮ラザルナリ 家道訓  
曰竹ハ備中倉敷ノ人大橋又  
右衛門ノ婢ナリ性柔和ニシ

一 凡人に接はるに  
は愛敬を以て道とす 初學知要

テ能ク主ニ奉仕セリ又右衛門病死シテ子恒介年尚若カ  
 リシガ偶々發狂シテ醫藥モ亦効ナケレバ其親戚相議シ  
 テ之ヲ檻舎ニ入レ居ケリ尔後其病漸ク重ク晝夜ヲモ辨  
 知セザルニ至リシカバ其婢僕等皆去テ肯テ留マリ仕  
 ル者ナカリシニ獨リ竹之ニ侍シテ看護スルヲ常ノ如ク  
 些シモ厭倦輕侮ノ色ナク其飲食起卧ヨリ百事病者ノ好  
 惡ヲ察シテ其意ニ適センヲ務メ晝夜其側ニ紡績シ若  
 干ノ賃ヲ得テ寒中ニハ蒲團杯ヲ製シ之ヲ入ルニ或ハ  
 汚シ或ハ裂ケバ又徐々ニ收メテ之ヲ補繕シ或ハ洗濯シ  
 テ終始主從ノ禮義ヲ失ハザリシカバ近鄰皆之ヲ感歎シ  
 遂ニ縣廳ヨリ賞金若干ヲ賜リタリ

② 郷人ヲ處スルハ皆當ニ敬ンテ之ヲ愛スベシ三尺ノ童

子ト雖モ亦當ニ誠心ヲ以テ  
 之ヲ愛スヘシ侮慢スベカ  
 ズ 薛文清

① 何事モ人ノ上ヲ思ヒ量リ  
 テ我身一ツヲ先立ベカラズ  
 我モ人モ善キ様ニト心得ベ  
 シ然スレバナドカ和睦セザ  
 ラン 六論衍義大意

② 人を愛する者は  
 人恒に之を愛す  
 人を敬する者は人  
 恒に之を敬す 孟子

③ 徳川家康伏見ニ在テ俄ニ庭ニ出デシ時原吉九刀ヲ捧  
 ゲテ之ニ從ヒ足履ヲ穿ツニ違アラズ時ニ炎暑ナレバ沙  
 石熱シテ堪ヘ難シ同僚ニ酒井金三郎ト云フ者アリ之ヲ  
 見テ走り行キテ履ヲ授ク人相話テ曰イカニ同僚相親シ

金三郎曰  
 主ニ履ヲ  
 授ケシ語

ケレバトテ履ヲ執ルノ役ヲ為スニ及バンヤ今酒井之ヲ  
 衆人ノ中ニナスハ何ゾ耻ヲ知ラザルノ甚シキト有司之  
 ヲ訴フ家康金三郎ヲ召ンテ詰ルニ答テ曰ク吉九ハ臣ガ  
 舊主ノ子ナリ臣其災天ノ徒跣ヲ見ルニ忍ビハシテ履ヲ  
 授クルノミト家康嘆ジテ曰ク金三郎未ダ年少ケレト舊  
 主ノ恩ヲ忘レズシテ愛敬ヲ其子ニ竭セル一誠ニ嘉ニス  
 ルニ足レリトテ禄ヲ増シテ  
 之ヲ褒セリ

③奴婢ハ主人ヲ頼ミテ身ヲ  
 養フ者ナリ心ヲ用ヒテ情ア  
 ルベシ刻薄ニシテ情ナク被  
 ヲ若シムベカラズ 家道訓

③長者は幼を慈み  
 幼は長者を敬ふ

ちやうとや  
 こども  
 ちやうとや  
 こども

大和俗訓

陶淵明下  
僕ヲ家ニ  
送ル語

愛山氏ヲ  
愛ミテ生  
祠セラル  
、語

③晋ノ陶淵明彭澤ノ令トナリシ時僕一人ヲ其家ニ送り  
 其子ニ戒メテ曰ク此僕ヲ以テ汝ガ朝夕ノ勞ヲ助ケシム  
 ルナリ然レドモ是亦人ノ子ナレバ決シテ苛役スベカラ  
 ズト

③子孫年少カキ者父祖兄長ノ答ヲ受ケ怒ニ遇ハツ父祖  
 ノ言ノ是非ヲ擇バズ畏レ謹ミテ聽クベシ 童子訓

③父兄尊長非理ヲ以テ我ヲ虐使スル一アルモ宜ク恭ク  
 シテ之ニ事フベシ 慎思錄

④齊藤芝山ハ肥後熊本ノ人  
 ナリ出テ別邑高橋ノ市尹タ  
 ル一數年民ヲ視ル一子ノ如  
 ク歳暮ニ俸禄ヲ捐テ、窮民

④人を愛し人を利  
 する者は天必之に

あひ  
 みる  
 こと  
 かならぬ  
 こゝろ  
 こと

山鳥修身錄 卷之二

ヲ賑ハス民皆愛戴スル一父  
母ノ如ク夜卧ス片ハ敢テ其  
舎ヲ趾ニセズ職ヲ罷メテ去  
ルニ及ビ民皆別レヲ惜ミテ  
悲泣シ道傍ニ俯伏シ或ハ送  
リテ私邸ニ到ル者アリ後其  
徳ヲ追慕シテ為メニ生祠ヲ  
建テシト云フ

④ 鄰里ハ他人ト同ジカラズ理宜ク和睦スベシ鄰里ノ善  
ナル者ハ義當ニ之ヲ親ムベシ習是篇  
⑤ 凡都鄙ヲ論ゼズ同シ鄉村ニ住居ス凡人ハ先祖以來常  
ニ行キ通ヒ互ニ及シク名染ミヌレバ其筋目尤忘ル可テ

不六論衍義大意

李忠ノ祖  
母飢雀ニ  
餌スル事

⑤ 宋ノ時李忠ト謂フ人アリテ山村ニ住セリ祖母仁惠甚  
ダ深ク大雪ゴトニ鳥雀ノ棲枝ヲ失ヒ飛デ其屋檐ニ集ル  
片ハ食ハシムルニ穀ヲ以テシ且又人ヲ戒メテ之ヲ驚カ  
サバリシト云フ

セームス  
第ニ論  
テ殺生  
戒ムル話

⑤ セームス「ロベル」トノ兄弟ハ伶俐ナル性質ナリシガ兄  
七歳第ハ五歳ノ時野外ニ  
逍遙シタリシニ路傍ノ栽牆  
ニ鳥ノ巢ヲ懸タルアリ「ロベ  
ルト」走り近ヅキテ捉ヘント  
セシガ母鳥ハ驚キテ飛ビ去  
リタリセームス「遽」テ制シテ

さいをひす  
人を悪み人を賤む  
者は天必之にわざ  
はひす 韓非子

⑤ 禽獸も草木も  
な天地の生ずる物  
かれば

小鳥修身錄 卷之二 二十 目録 館

云ク曩ニ父ノ宣ヒシ言アリ  
鳥ノ巢ヲ奪フハ惡業ナリ蓋  
シ血氣アルモノ子ヲ愛スル  
ノ情我が父母ノ我儕ヲ愛ス  
ルニ異ナルヲナシ今汝雛鳥  
ヲ奪ハツ親鳥ノ哀傷ハ人ノ  
父母ノ子ヲ失ヘルニ均シ且  
其雛ハ親ノ哺育ニアラザレ  
バ死スルヲ必セリ斯ル殺生ヲセンヨリハ子母ヲ全クメ  
巢中ニ羽翼ヲ生ゼシメ翱翔自ラ樂マシムルニ如カズト  
適兒ノ父牆内ニアリテ此話ヲ聞キ外ニ出デ來リテ曰ク  
汝等眞ニ善性ナリ鳥ニ忍ビザルハ小事ナリト雖モ彼不

みだりに之をうこ  
なふは天地に對し  
て不孝ありと知る  
べー  
大和俗訓

辜ヲ殺スヲ耻ヅルハ小事ニアラズ猶後來ヲ慎メヨト且  
褒ノ且警メタリ

⑤天地恩ヲ万物ニ施シテ其報ヲ望マズ父母恩ヲ子孫ニ  
施シテ其報ヲ望マズ蓋天地父母本ト報ヲ求ムルニ意ナ  
シ其恩廣大ニシテ窮リナキ所以ナリ 慎思錄

○通教

一人ニハ四ツノ恩アリ天地ノ恩父母ノ恩主君ノ恩聖  
人ノ恩是ナリ此ノ四恩ハ相並ビテ至テ重シ之ヲ忘レ  
テ報イザルハ人ニ非ズト思フベシ其外人ノ生涯ニハ  
他人ノ恩ヲ受クルヲ多シ凡人ヨリ恩ヲ受ケバ必心ニ  
銘シテ忘ル可ラズ 大和俗訓

一君子百行ノ中恩ヲ報ズルヲ以テ大ナリトス若シ恩ヲ  
忘ル、一アラバ其餘ハ觀ルニ足ラザルナリ 慎思錄  
一人ノ臣トシテハ科ヲ君ニ受ケザルヲ第一トス人ノ子  
トシテハ父母ノ心ニ背カズ善道ヲ勸ムルヲ第一トス  
友ニハ偽ナカラシテ第一トス夫婦ハ和合ヲ第一ト  
ス 後論語

一古灵ノ陳先生仙居ノ令タリシ時民ニ教ヘ命セラレケ  
ルハ今日ヨリ以後吾領内ノ民タラン者ハ父ハ義ヲ以  
テ子ヲ教ヘ母ハ慈愛ヲ以テ子ヲ憐ミ兄ハ弟ヲ慤ミ弟  
ハ兄ヲ敬ヒ子ハ親ニ孝シ夫婦ハ相互ニ恩愛ヲ垂レテ  
見捨テズ男女ハ別アリテ相亂レズ人ノ子タル者弟タ  
ル者ハ學校ヘ出テ、學問シ里人共ハ互ニ禮義ヲ以テ

相交ハリ貪ナル者ト難ニ逢ヘル者トハ親類共ヨリ相  
救ヒ嫁入りノ時又ハ人ノ死スルカ喪ニ遇ヘル時ナド  
ハ鄰近所ノ組ノ者共相互ニ是ヲ助ケ農業ニ怠ラズ盜  
賊ヲナサズ賭勝負ヲ禁シ争ヒ訴フル一ヲ好マズ惡ヲ  
以テ善ヲ凌ガズ富メルヲ以テ貪キ者ヲ追ヒ倒サズ行  
ク者ハ道ヲ譲リ耕ス者ハ畔ヲ譲リ老イタル者ニハ荷  
擔致サス可ラズト仕置キセラレケル大和小學



小學修身鑑補  
卷之二  
星洲館

小學修身鑑補卷二終

三廿  
紙  
校  
改

明治二十年二月八日版權免許

同 年六月 日刻成 定價金七錢

福岡縣士族

編輯人 吉田利行

福岡縣福岡區福岡  
濱ノ町二十二番地

同縣平民

出版人 右田喜久郎

同縣同區博多掛町  
十一番地

小學修身鑑補 卷之二 星洲館

